

大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること

1. 論文審査体制

(1) 審査委員の体制及び審査の方法(亜細亜大学学位規則抜粋)

(審査委員会)

第7条 学位論文の審査を付託された審査委員会は、指導教員を含め当該研究科委員会の選任する3名の委員をもって構成し、そのうち1名を主査、他は副査とする。なお、原則として審査委員はすべて教授とするが、指導教員が教授でないとき、又はその他必要と認めるときは、准教授又は講師をもって代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該研究科が必要と認めるときは、審査委員の増員又は他の大学院、研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。

(学位論文の試験)

第9条 学位論文の試験は、論文を中心として、これに関係ある科目について、大学院学則第 10 条の規定により、審査委員会がこれを行う。

(学位論文の審査及び試験の結果についての報告)

第 10 条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第 11 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、大学院学則の定めるところにより、それぞれの課程の修了の可否を審議する。

2 前項の審議にあたっては、研究科委員会の総数3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の過半数の賛成がなければならない。

3 研究科委員長は、第1項の審議結果を学長に報告する。

(2) 修士論文の審査及び試験

論文は、審査委員会による論文審査を経たうえで、論文の試験を行い、当該研究科委員会において、学位の授与の可否を審議する。論文の試験は、論文を中心として、これに関係する科目について口頭試問を行う。アジア・国際経営戦略研究科は、修士論文(研究報告書)の発表後、口頭試問を行う。ただし、審査委員会が論文審査の結果、論文の内容が学位を授与するに値しないと判断した場合は、論文の試験を行わない。

(3) 博士論文の審査及び試験

論文提出後は、当該研究科において、論文その他に関する所定要件の充足度について審議され、論文の受理の可否が決定される。論文が受理された場合は、審査委員会による論文審査を経たうえで、論文の試験(論文博士を目指す者は、論文の試験に加え外国語の試問を課す)を行い、当該研究科委員会において、学位の授与の可否を審議する。論文の試験は、論文を中心として、これに関係する科目について口頭試問を行う。アジア・国際経営戦略研究科は、博士論文の発表後、口頭試問を行う。ただし、審査委員会が論文審査の結果、論文の内容が学位を授与するに値しないと判断した場合は、論文の試験を行わない。

2. 論文評価基準

(1) アジア・国際経営戦略研究科 博士前期課程

(修士論文評価基準)

修士論文は、アジア・国際経営戦略研究科の修士として期待される水準の知識と能力に基づき執筆されたうえで、以下の項目を充足していなければならない。

1. 明確な問題意識に基づいた妥当な研究テーマであること。
2. 研究テーマについて知識を十分有していること。
3. 研究テーマに対する適切かつ研究倫理を遵守した研究方法が計画され実施されていること。
4. 問題設定から結論に至るまで矛盾無く首尾一貫した論理展開がなされていること。
5. 当該研究領域において独自性を有すること。
6. アジア諸地域の人々の自助協力の促進に貢献する事業活動に関する基本的な考え方を考察していること。
7. 論文の記述方法が適切であること。
8. 研究科が指定する規則に則していること。

※ 修士論文における「研究テーマについて知識を十分有していること。」とは、先行研究、関連情報、法令等を不足なく検討し、自らの論文に適切に反映していることを意味する。

(研究報告書評価基準)

研究報告書は、アジア・国際経営戦略研究科の修士として期待される水準の知識と能力に基づき執筆されたうえで、以下の項目を充足していなければならない。

1. 明確な問題意識に基づいた妥当な研究課題であること。
2. 研究課題について実践的な知識を十分有していること。
3. 研究課題に対する適切かつ研究倫理を遵守した研究方法が計画され実施されていること。
4. 問題設定から結論に至るまで矛盾無く首尾一貫した論理展開がなされていること。
5. 報告書によって、具体的な課題の実践的な解決に寄与すること。
6. アジア諸地域の人々の自助協力の促進に貢献する事業活動の構想を考察していること。
7. 報告書の記述方法が適切であること。
8. 研究科が指定する規則に則していること。

※ 研究報告書における「研究課題について実践的な知識を十分有していること。」とは、特定の課題に対する、実務経験、インターンシップ、ケーススタディなどに基づく実践的な経験を持ち、自らの報告書に適切に反映していることを意味する。

(2) アジア・国際経営戦略研究科 博士後期課程

(論文評価基準)

博士論文は、アジア・国際経営戦略研究科の博士として期待される水準の自立した研究者としての高度な能力と学識に基づき執筆された学位論文とし、未審査の学術成果で、以下の項目を充足していなければならない。

1. 明確な問題意識に基づく妥当な研究テーマであること。
2. 当該領域の先行研究等を十分に調査していること。
3. 研究テーマに対する適切かつ研究倫理を遵守した研究方法が計画され実施されていること。
4. 問題設定から結論に至るまで矛盾無く首尾一貫した論理展開がなされていること。
5. 当該研究領域において独自性を有し、社会的・学術的・実践的な意義が認められること。

6. アジア諸地域の人々の自助協力の促進に貢献する事業活動に関する高度な知識体系について考察していること。

7. 論文の記述方法が適切であること。

8. 研究科が指定する規則に則していること。

(3) 経済学研究科 博士前期課程

(論文評価基準)

1. 研究テーマの設定が適切であり問題意識が明確であること。
2. 研究テーマに対し適切な方法に則って研究がなされていること。
3. 研究テーマに関する先行研究が適切に引用されていること。
4. 論文全体に一貫した論旨が展開されており矛盾がないこと。
5. 論文の記述が適切になされていること。
6. 論文の様式が研究科の定める規則に則していること。

(4) 経済学研究科 博士後期課程

(論文評価基準)

1. 研究テーマの設定が適切であり問題意識が明確であること。
2. 研究テーマに対し適切な方法に則って研究がなされていること。
3. 研究テーマに関連する先行研究が適切に引用されていること。
4. 論文全体に一貫した論旨が展開されており矛盾がないこと。
5. 論文の記述が適切になされていること。
6. 研究内容に独創性が認められること。
7. 論文の様式が研究科の定める規則に則していること。

(5) 法学研究科 博士前期課程

(修士論文評価基準)

1. 研究テーマの設定が適切であり、論文作成の意図や問題意識が明確であること。
2. 研究テーマに応じた適切な研究方法が採られていること。
3. 問題設定から結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっていること。
4. 当該研究領域において独自性を有すること。
5. 論文の記述方法が適切であること。
 - (1) 判例・参考文献等の引用が、明確かつ適切になされていること。
 - (2) 判例・参考文献等の分析、紹介、検討が、論文作成者の視点から自らの言葉で記述されていること。
 - (3) 参考文献等の内容紹介と論文作成者自身の見解が、明確に区別されていること。
6. 研究科が指定した修士論文作成の規則及び研究倫理に則していること。

(研究成果評価基準)

1. 研究テーマの設定が適切であり、研究成果作成の意図や問題意識が明確であること。
2. 研究テーマに応じた適切な研究方法が採られていること。
3. 研究テーマに関する問題点が、的確に把握され解明されていること。

4. 問題設定から結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっていること。
5. 研究成果の記述方法が適切であること。
 - (1) 判例・参考文献等の引用が、明確かつ適切になされていること。
 - (2) 判例・参考文献等の分析、紹介、検討が、研究成果作成者の視点から自らの言葉で記述されていること。
 - (3) 参考文献等の内容紹介と研究成果作成者自身の見解が、明確に区別されていること。
6. 研究科が指定した研究成果作成の規則及び研究倫理に則していること。

(6) 法学研究科 博士後期課程

(論文評価基準)

1. 研究テーマの設定が適切であり、論文作成の意図や問題意識が明確であること。
2. 研究テーマに応じた適切な研究方法が採られていること。
3. 問題設定から結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっていること。
4. 当該研究領域において独自性を有すること。
5. 論文の記述方法が適切であること。
 - (1) 判例・参考文献等の引用が、明確かつ適切になされていること。
 - (2) 判例・参考文献等の分析、紹介、検討が、論文作成者の視点から自らの言葉で記述されていること。
 - (3) 参考文献等の内容紹介と論文作成者自身の見解が、明確に区別されていること。
6. 上記1から5を満たしたうえで、十分な資料・参考文献等を駆使し、当該研究分野に対して独自の新たな知見を付与するものであること。
7. 博士論文提出者が自立的な研究者として活躍しうる高度の研究能力を有すると認められる水準に、論文内容が到達していること。
8. 研究科が指定した博士論文作成の規則及び研究倫理に則していること。